

# 四條畷市いじめ防止基本方針

平成27年8月

(改訂 平成30年8月)

(改訂 令和7年4月)

四條畷市教育委員会・四條畷市

## 目次

はじめに	P1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	P2
1 いじめの定義	P2
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方	P3
(1)いじめの未然防止	P4
(2)いじめの早期発見	P4
(3)いじめの早期対処	P5
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	P6
1 いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策	P6
(1)いじめの防止等のための組織の設置	P6
(2)いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備	P7
(3)いじめの対処に係る体制整備	P7
(4)いじめに関する研修会の実施	P7
(5)子どもたちへの周知啓発	P7
(6)地域への周知啓発	P7
2 いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策	P8
(1)学校いじめ防止基本方針の策定	P8
(2)いじめの防止等に取り組む学校の組織の整備【校内いじめ対策委員会】	P8
(3)いじめに関する重層的支援	P9
(4)いじめへの組織的な対処	P10
(5)いじめの解消	P10
3 重大事態への対処	P11
(1)重大事態とは	P11
(2)重大事態調査を実施する目的	P12
(3)教育委員会又は学校による調査	P13
(4)報告の流れ	P13
(5)調査の組織	P13
(6)調査の実施	P14
(7)調査結果の報告及び説明	P15
(8)調査結果を踏まえた対応	P16
(9)教育委員会における平時からの備え	P17
(10)学校における平時からの備え	P17
(11)再調査	P18
(12)再調査の結果を踏まえた措置等	P19
(13)重大事態発生時の対応	P20

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。重大な人権侵害であるいじめは根絶すべき課題として未然防止に努めなければならないとともに、早期に発見し、いじめが発生した場合は、いじめの被害を受けた児童生徒の立場に立って取り組み、速やかに解決しなければなりません。

四條畷市は、平成24年12月に「四條畷市いじめ問題対策委員会条例」を制定し、いじめを未然に防止するための対策の推進等に先進的に取り組んできました。

国では、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号 以下「法」という。)」が施行され、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学大臣決定 以下「国の基本方針」という。)」が定められました。本市では、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「四條畷市いじめ防止基本方針(以下「市の基本方針」という。)」を平成27年8月に策定しました。

その後、国の基本方針(平成29年3月)の改訂や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月 以下「ガイドライン」という。)」の策定を受け、平成30年8月には市の基本方針を改訂しました。

法の施行から10年が経過し、ガイドラインが令和6年8月に改訂されたことや、市の基本方針改訂からも一定期間が経過していることから、本基本方針を改訂するものです。

今回の改訂では、保護者が安心して学校と連携できるよう、いじめが生じた時の学校の対応をより明確にするとともに、重大事態が生じた際の学校と四條畷市教育委員会(以下、教育委員会という。)の連携と調査についての整理を行いました。

市の基本方針に基づき、すべての四條畷市立学校や関係機関をはじめ、市民全体でいじめの克服に取り組み、すべての教育活動において、子どもたちの安心・安全を確保し、市全体で子どもの健全育成を進めるものです。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のように規定されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめの被害を受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどの確認を行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情や児童生徒の感じる被害性の把握に努め、いじめに該当するか否かを判断する。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を示す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）（以下「校内いじめ対策委員会」という。）等を活用して行う。
- 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐにその行為を行った子どもが謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができている場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合においても「いじめ」として認知し、校内いじめ対策委員会で情報共有をする。

[具体的ないじめの態様の例]

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等や嫌なことをされる 等

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こり得るもの」「だれもが被害者にも加害者にもなり得るもの」であり、すべての子どもに関係する問題である。そして、子どもの内面を深く傷つけてしまうなど、人権に関わる重大な問題である。「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢に立ち、いじめの加害者、被害者だけでなく、観衆や傍観者にあたる子どもたちへの指導の充実を図り、また、豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に取り組むことが必要である。

いじめは、学校だけでなく、学校内外を問わず起こり得ることから、いじめ防止に向けて、学校、家庭、地域、関係機関などすべての関係者が連携し、地域社会が一体となって取り組まなければならない。

- 誰もが、いじめはどの子どもにも、どの集団でも起こり得る重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であることを認識しなければならない。
- 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない、安心・安全な学校づくりに努める。
- 法第9条に基づき、保護者は、保護する子どもがいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導等に努める。
- 法第4条に基づき、子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識し、自らを含めたすべての人が安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努める。
- いじめのない社会を実現するために、市・学校園所・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組みを進める。

## (1)いじめの未然防止

- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点は何よりも重要である。心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となり継続的な取り組みが必要である。
- 学校の教育活動全体をとおして、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。また、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも重要である。
- 他人の弱みをからかったり、暴力を肯定したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与える可能性がある。いじめの未然防止のためには、大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとらなければならない。

さらに、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域の連携が必要である。

## (2)いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは大人が気づきにくい場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装うなど、大人がいじめと判断しにくい場合もあると認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの積極的な認知が必要である。
- いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

### (3)いじめの早期対処

#### 法第23条

第1項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

第2項 学校は前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- 第23条第1項に基づき、学校の教職員、市役所職員、地域住民、保護者等においては、児童生徒からいじめ相談を受けた場合、事実があると思われるときは、被害児童生徒を守り、速やかに児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる。在籍校が分からない場合においては、四條畷市教育支援ルーム(電話 072-878-7710)等、いじめの相談窓口に通報その他の適切な措置をとることが必要である。
- 学校がいじめを発見・認知した場合、学校いじめ防止基本方針に基づき適切に対応する。学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導するなど、組織的に対応する。学校からいじめの報告を受けた教育委員会は、事案に応じて、関係機関との連携や専門家の派遣、指導助言を行う等、学校を支援する。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策

#### (1) いじめの防止等のための組織の設置

##### ① 四條畷市いじめ問題対策連絡協議会（庶務：こども政策担当部局）

市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体（以下「関係機関等」という。）の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行うため、「四條畷市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等に関する情報交換等を定期的実施する。

##### ② 四條畷市いじめ問題対策委員会（庶務：教育委員会いじめ担当部局）

教育委員会は、法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、教育委員会に附属機関として「四條畷市いじめ問題対策委員会」を置く。「四條畷市いじめ問題対策委員会」は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事務を担う。

・いじめの防止等のための調査及び助言

・法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議

\* 調査審議において、事前に委嘱した調査委員では公平性・中立性の確保が難しいと教育委員会  
が判断した場合は、新たに委員を委嘱することとする。

##### ③ 四條畷市いじめ問題再調査委員会（庶務：人権政策担当部局）

法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「四條畷市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」を設置する。

再調査委員会の委員は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成し、調査に係るいじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成する。その際、職能団体や大学、学会等からの推薦等により選出する。

再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

## (2)いじめに関する相談を受け付けるための体制の整備

いじめを早期に発見するため、本市教育支援センターに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーならびに教育支援ルーム相談員兼指導員を配置し、いじめ等に関する相談窓口の充実を図る。

### 【いじめ等に関する電話相談窓口】

四條畷市教育支援ルーム

住所 四條畷市中野新町 11 番 31 号

電話番号 072-878-7710

相談時間 平日午前9時30分から午後4時30分まで

## (3)いじめの対処に係る体制整備

教育委員会は、いじめの報告を受けたときは、必要に応じ、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家を派遣する等、学校に適切な支援を行えるよう体制の充実を図る。

## (4)いじめに関する研修会の実施

教育委員会は、いじめに関する学校対応が適切になされるよう教職員向けの研修会を実施するとともに、各校で実施するいじめ防止対策のための研修会を支援する。

## (5)子どもたちへの周知啓発

市は、平成28年1月に施行した「四條畷市子ども基本条例」に係るパンフレットを毎年小学校第6学年に配布し、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の子どもたちの権利などを示すほか、いじめに限らず、困ったときに相談できるよう、相談窓口一覧を掲載し、周知する。

## (6)地域への周知啓発

市及び教育委員会は、地域で育つ子どもたちのため、いじめのない社会に向けて、周囲の大人が人を大切にする姿やいじめを許さない姿を示すとともに、地域で子どもたちを見守っていただくよう、市広報誌やチラシ等により周知啓発を行う。

## 2 いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策

### (1)学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、どのようにいじめの防止等に取り組むかについての基本的な方向やそれに基づく方策等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止に関する基本的な考え方、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織、いじめの未然防止や早期発見のための取組み、いじめに対する措置、重大事態への対処等、いじめの防止等全体に係る内容を記述する。

策定した学校いじめ防止基本方針については、その内容を必ず入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者に周知する。また、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できる措置を講じる。

### (2)いじめの防止等に取り組む学校の組織の整備【校内いじめ対策委員会】

学校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめの防止等の対策のための組織を置く。当該組織は、学校の複数の教職員により構成され、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

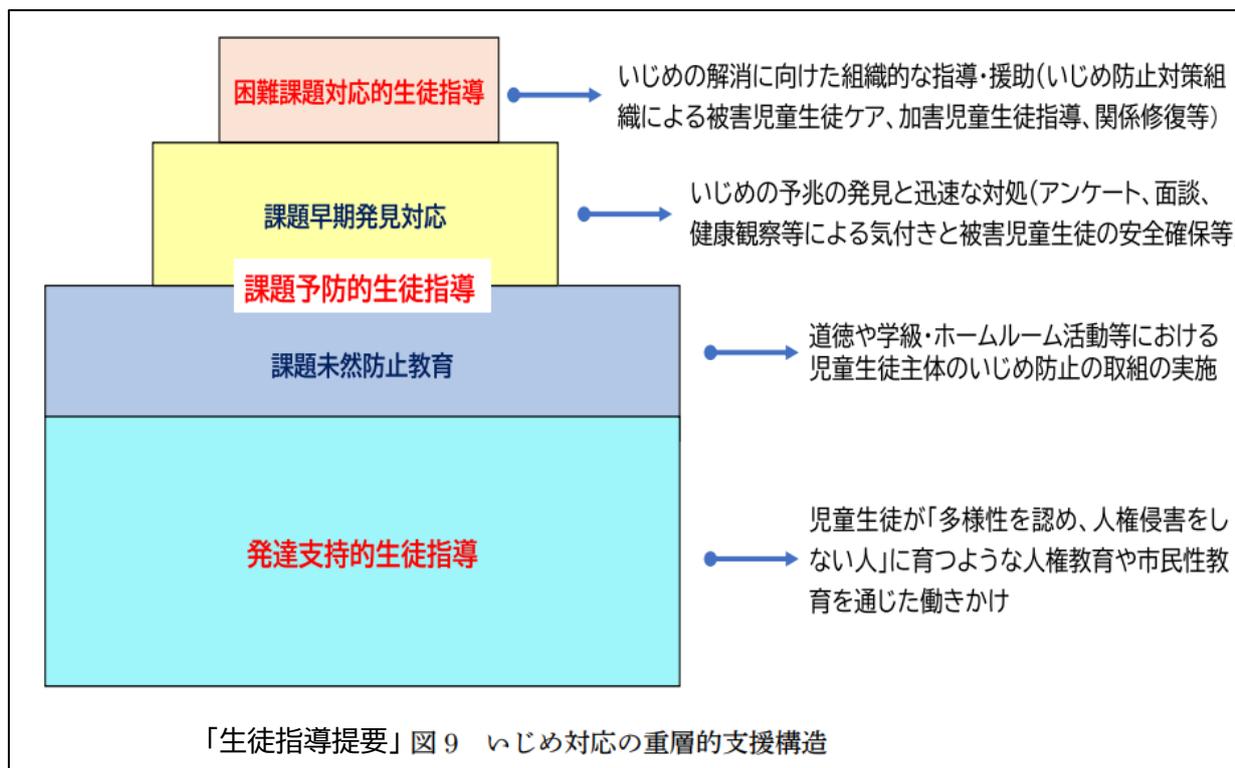
また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門的な知識を有する者に参加を要請し、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する助言や意見、協力を求める。

#### 【校内いじめ対策委員会の主な取組み】

- ①いじめの防止等に係る年間計画の作成、実行、検証、修正
- ②いじめの防止等に係る校内研修を企画・実施
- ③学校いじめ防止基本方針の点検・見直し(PDCA サイクルの実行を含む)
- ④定期アンケートの実施・検証
- ⑤いじめの事実があると疑われたときの調査
- ⑥子どもへの支援、指導方針の検討

### (3)いじめに関する重層的支援

学校は「いじめ対応の重層的支援構造(生徒指導提要より引用)」に基づき、重層的支援を推進する。



#### ① 発達支持的生徒指導

学校は、児童生徒が、道徳教育や人権教育、社会体験、自然体験、ボランティア活動等を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害しない人」に育つように働きかける。

発達支持的生徒指導とは、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。すなわち、あくまでも児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立っています。すなわち、教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかけます。(生徒指導提要より引用)

#### ② 課題未然防止教育

全ての児童生徒を対象に、道徳や特別活動、体験活動等を通じて「いじめをしない態度や能力」を身に付けるよう取り組む。いじめの問題を自分事として捉え、考え、議論することにより、いじめに対して、正面から向き合うことができるよう取り組む。

インターネット上のいじめの防止に関しては、携帯電話やインターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネット等を利用するためのモラルを向上させるよう、情報モラル教育を推進する。

### ③課題早期発見対応

いじめは、遊びやふざけあいを装うなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このため、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化を見逃さないよう努めるとともに、定期的なアンケート調査、教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整え、組織的に取り組む。

いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先する。

### ④困難課題対応的生徒指導

できるだけ早い段階から、専門家を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、いじめの解消に向けた組織的対応を進めるとともに、校外の関係機関(教育委員会、警察、病院、児童相談所等)との連携・協働による課題対応を行う。

## (4)いじめへの組織的な対処

法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめにかかる相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、教職員がいじめの発見や通報を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

また、第一に被害児童生徒を守り、加害児童生徒には毅然とした態度で指導し、規範意識や社会性の育成のため、粘り強い説諭や、被害児童生徒との話し合いなどにとどまらず、成長支援の観点を踏まえ、自らの生活や行動などの反省を促し、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮のもと、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携のもとで取り組む。

## (5)いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情を勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間(3か月を目安)継続していること。

ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要と判断される場合は、教育委員会または学校の判断により相当の期間を設定して状況を注視する。

## ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その判断は被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまでも、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめ再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察する。

## 3 重大事態への対処

### (1)重大事態とは

#### 法第28条

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ 重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指しており、これらの疑いがあると認められる段階から教育委員会又は学校は調査を実施する。

○ 法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- 法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、日数にかかわらず教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を開始する。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。

- 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、教育委員会及び学校として、自らの対応を振り返り、検証することは必要であり、それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もあるため、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応する。

## (2)重大事態調査を実施する目的

- 重大事態調査は、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処(対象児童生徒への心のケアや必要な支援、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等)及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行うことを目的とした調査である。
- 不登校重大事態が発生し、対象児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、不登校状態の解消も調査の目的に含まれるところ、不登校の原因はいじめの被害も含めて複合的である場合も考えられることから、教育委員会及び学校は、当該重大事態への対処として、いじめの解消のみならず、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)も踏まえ、学習支援(一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場の確保や1人1台端末を活用したオンライン指導等)や学校生活における悩みの解消等、対象児童生徒の個々の状況に応じて、学びの継続に向けた支援策の検討を行う。
- この調査は、学校関係者や対象児童生徒をはじめとする児童生徒及びその保護者等の協力の下で行うものであり、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、当該いじめ行為が対象児童生徒の重大な被害に与えた具体的な影響等の説明が難しい場合も想定される。しかしながら、同様の事態を二度と起こさないため、外部の専門家等の協力も得つつ、可能な限り正確に事実関係を明らかにするとともに、その結果をもとに当該重大事態への対処及び再発防止に真摯に取り組む。
- いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係も含めて調査することが求められる。その際、いじめの行為に係る具体的な対処に留まらず、教育委員会及び学校として、日頃のいじめ防止等の体制及び取組みが適切であったかどうかを確認することも必要である。

- この調査は、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」に行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。
- 重大事態調査を実施するにあたっては、当該重大事態に関わる学校関係者、教育委員会、調査に携わる専門家や第三者及び関係する児童生徒の保護者が共通認識をもって取り組むことが何よりも重要である。

### (3)教育委員会又は学校による調査

教育委員会又は学校は、いじめの重大事態調査を実施するにあたっては、法、市の基本方針及び国の基本方針、ガイドライン、ガイドラインチェックリストにより適切に対応する。その際、事案の状況や対象児童生徒の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応することも必要であることから、調査組織の判断の下、状況に応じて、より適切な進め方で調査を行うことができる。

### (4)報告の流れ

- 学校は、重大事態が発生したことを、速やかに教育委員会へ報告する。
- 教育委員会は、速やかに市長(人権政策担当部局含む)に報告する。
- 教育委員会は、大阪府教育庁を通じて文部科学省に報告する。
- 重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。なお、教育委員会会議や総合教育会議で個別の重大事態について取り扱う場合には、会議を非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮を行う。

### (5)調査の組織

- 法律上、「重大事態調査は学校の設置者又は学校が行うもの」とされており、いずれが主体となるかの判断は教育委員会が行う。
- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。
- 学校主体となる場合も、法第28条第3項に基づき、教育委員会は、学校に対して必要な指導及び

人的配置や調査に要する費用を含む適切な支援を行う。

- 不登校重大事態については、詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けており、校内の様子や教職員・児童生徒の状況は対象児童生徒が在籍する学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校主体で調査を行う。
- 教育委員会が調査の主体となる場合は、教育委員会のもとに置く「四條畷市いじめ問題対策委員会」が調査を行う。
- 学校が調査の主体となる場合は、学校に設置される、校内いじめ対策委員会をもとに取り組む。必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を加えることができる。公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

## (6)調査の実施

- 重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- 調査を始める前に、対象児童生徒・保護者に対し、説明事項をリスト化し、2段階で事前説明を行う。
- 重大事態調査を行うこととなった後、速やかに説明・確認する事項としては次のとおりである。
  - ①重大事態の別・根拠
  - ②調査の目的
  - ③調査組織の構成に関する意向の確認
  - ④調査事項の確認
  - ⑤調査方法や調査対象者についての確認
  - ⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介
- 調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で対象児童生徒・保護者に対して次の事項を説明する。
  - ①調査の根拠、目的
  - ②調査組織の構成
  - ③調査時期・期間(スケジュール、定期報告)

④調査事項・調査対象

⑤調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順)

⑥調査結果の提供

⑦調査終了後の対応

- 関係児童生徒・保護者に対して事前の説明を行う。
- いじめがあったか否かを認定する際のいじめの定義は法第 2 条第 1 項の規定に基づいて行うこととし、事実関係の確認・整理に当たっては、いじめと考えられる行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員はどのように対応したか、日頃の学校によるいじめ防止等の対策にどのような課題があったかなどについて可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

## (7)調査結果の報告及び説明

### ①対象児童生徒・保護者への調査結果の報告

- 教育委員会又は学校は、調査を行ったときは、対象児童生徒・保護者に対して調査を通じて確認された事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)、学校及び教育委員会の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について報告する。
- 対象児童生徒・保護者への説明に当たっては、必要に応じて、個人情報保護法第70条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求める。

#### 個人情報の保護に関する法律

##### (保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第70条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

- 調査主体から、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を市長に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて市長へ提出することが可能であることを説明する。
- 調査報告書に対して、対象児童生徒・保護者と事前に確認した調査事項について調査漏れがある

場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、対象児童生徒・保護者の意向を確認した上で、調査主体又は調査組織の判断で、追加で調査を行う。

## ②関係児童生徒・保護者への調査結果の説明

- 教育委員会及び学校は、関係児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。その際、対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供を行う。

## ③市長等への報告及び公表

- 教育委員会は市長(人権政策担当部局含む)へ調査結果を説明する。対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明する。また、教育委員会は、大阪府教育庁を通じて文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行う。
- 調査報告書を公表するか否かについては、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。

## (8)調査結果を踏まえた対応

- 対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。教育委員会においては、対象児童生徒・保護者が、希望する場合には、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- いじめを行った児童生徒に対しては、必要に応じて、法に基づくいじめの定義等を説明し、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行う。その際、当該児童生徒の保護者とも協力しながら対応する。
- 当該学校や教育委員会においては、調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、再発防止策の確実な実施に取り組む。
- 調査主体は、当該重大事態が発生した学校において、調査報告書の内容を説明し、学校の対応の改善すべき点について指摘し、対応の改善について協議する等の取組みを行う。
- 教育委員会は、重大事態が発生した学校での再発防止に限らず、その他の学校においても、当該事案を題材として事例研究を行う研修会を開催するなどの取組みにより、他の学校での同様の事態の発生防止につなげる取組みを行う。

## (9)教育委員会における平時からの備え

- 教育委員会は、学校に対して、認知したいじめやいじめの可能性が疑われる事案への対応状況及びその解消に向けた取組み状況を定期的に確認し状況を把握する。
- 教育委員会は、学校が認知したいじめ対応において重大な被害が疑われる場合や、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備など、適切な指導・助言を行う。
- 教育委員会は、学校の法的対応力を高めるためスクールロイヤーの積極的な活用に努める。
- 教育委員会は、解決が困難な課題に対して学校に専門家を派遣できるよう「学校支援チーム」の充実を図る。

## (10)学校における平時からの備え

- 全ての教職員が、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や市の基本方針等についても理解できるように、年度初めの職員会議や教職員研修で必ず取り扱う。
- 全ての教職員が、学校いじめ防止基本方針に基づいた、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応の取組みを徹底する。
- 各学校は、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、校内いじめ対策委員会が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認する。
- 学校は、校内いじめ対策委員会において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく。「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報が記録として残っていることが望ましく、例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録が望ましい。
- 学校は、様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整える。
- 学校は、認知したいじめへの対応において、家庭と連携して支援の方向性を共有することが必要であることから、臨時に校内委員会を開催できる体制を整える。
- 学校は、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて、学校いじめ防止基本方針に明記し、あらかじめ保護者等に対して周知する。

## (11)再調査

- 市長(人権政策担当部局含む)は、教育委員会から調査結果の報告を受けた後、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために再調査を行う必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要があると認めるときは、再調査を行う。

### 【再調査を行う必要があると考えられる場合】(例)

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合 等

- 再調査を行うにあたって、「四條畷市いじめ問題再調査委員会」の委員は、公平性・中立性を確保するため、職能団体や大学、学会等からの推薦等により選出し、委嘱する。その際、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの(第三者)とする。再調査委員会は市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について、独立した第三者委員会として、必要な調査を行う。
- 再調査は、重大事態調査の調査結果について調査を行うものであるから、再調査を行う調査組織において、最初に、再調査を行うに至った調査報告書の不十分な点について洗い出し、再調査において改めて調査を行う項目、観点を整理する。
- 対象児童生徒・保護者が所見書を提出している場合には、その内容も踏まえる必要がある。
- 児童生徒から何度も聴き取り等を行うことは、心理的負担を伴うものであるから、新たに聴き取りやアンケート調査を行う場合には必要最小限の確認になるように配慮することが必要である。
- 教育委員会は、大阪府教育庁を通じて文部科学省に対して再調査の開始報告を行う。

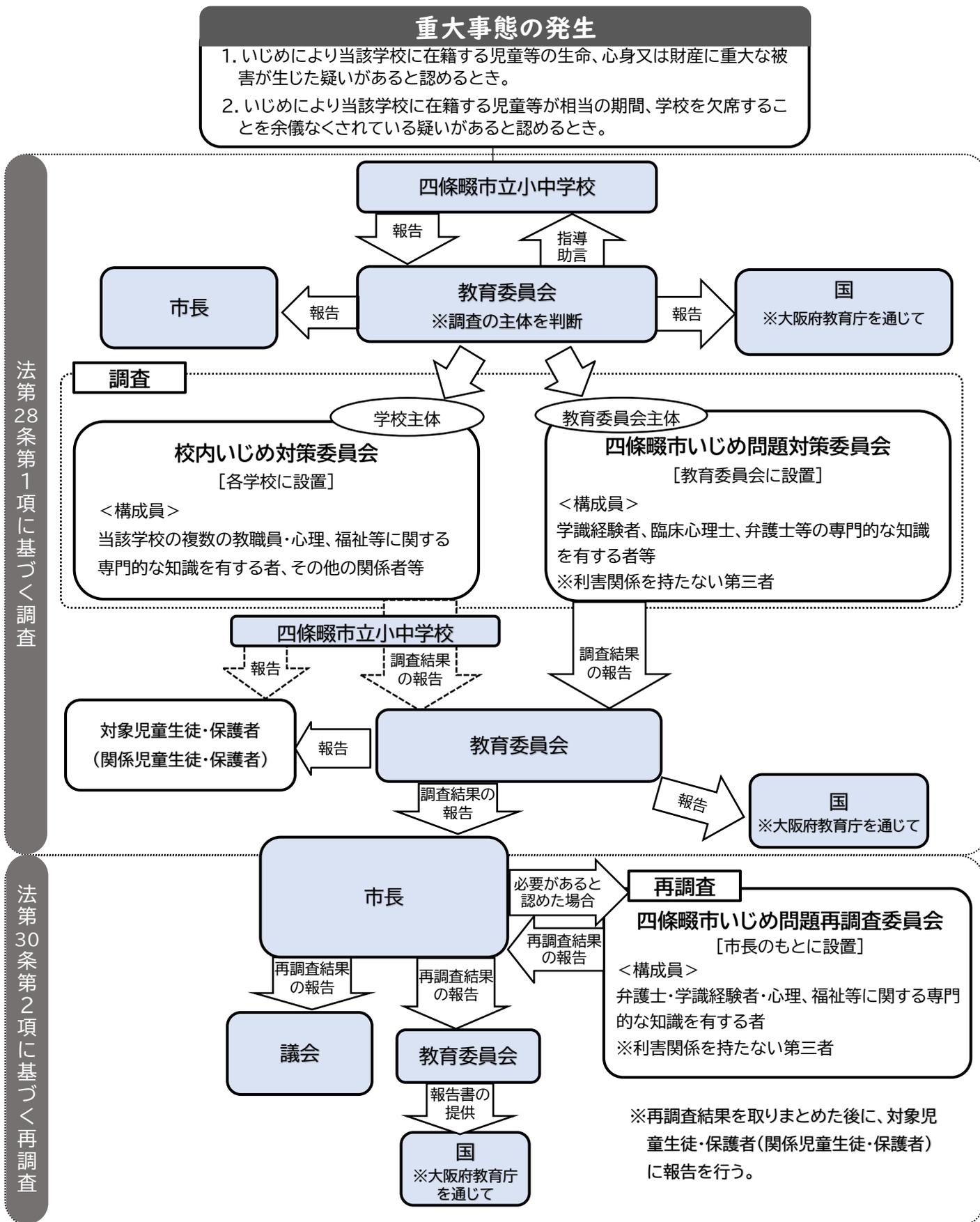
## (12)再調査の結果を踏まえた措置等

- 再調査結果を取りまとめた後は、対象児童生徒・いじめを行った児童生徒・保護者への説明を行う。
- 再調査報告書を踏まえて、法に基づき、市・教育委員会及び学校は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。
- 法第30条第3項に基づき、市長は、その結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、児童生徒の個人情報やプライバシーに配慮した上で、適切に判断する。
- 教育委員会は、大阪府教育庁を通じて文部科学省に対して再調査報告書の提供を行う。

### (13)重大事態発生時の対応

#### ①基本フロー

※法…いじめ防止対策推進法



## ②段階ごとの対応内容

発生時	発生の報告	①学校から教育委員会へ報告 ②教育委員会から市長(担当部局含む)に報告 ③教育委員会から大阪府教育庁を通じて国(文部科学省)に報告
	基本調査の実施	①学校は校内いじめ対策委員会で対応を検討 ②学校は対象児童生徒・保護者に寄り添い、事案確認のための基本調査を実施 ③学校長は、必要に応じて警察に相談・通報
調査	対象児童生徒・保護者への説明	調査主体から対象児童生徒・保護者に重大事態調査に関する目的説明、意向・調査事項の確認 重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するための調査であり、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことなどを説明
	調査主体の決定・設置	①教育委員会が調査主体(教育委員会または学校)を決定 ②調査組織の設置 個別の重大事態の状況に応じて調査組織の検討を踏まえ、いじめ問題対策連絡協議会等条例や関連規則に基づき重大事態の調査委員会を設置する。 (a)学校主体調査の場合「校内いじめ対策委員会」を調査組織とする。 (b)教育委員会主体調査の場合「いじめ問題対策委員会」を調査組織とする。
	対象児童生徒・保護者への説明	調査主体は調査を行う体制が整った段階で、対象児童生徒・保護者に対し重大事態調査に関する説明を実施
	調査の実施	調査主体による調査の実施
	対象児童生徒・保護者への報告	①学校主体調査は学校長から教育委員会主体調査は教育委員会から調査結果を報告 ②市長の報告に際し所見書を併せて提出できることを説明
報告	調査結果の報告	①教育委員会から市長に調査結果を報告。市長は、再調査の必要性について判断 ②教育委員会から大阪府教育庁を通じて国(文部科学省)へ報告

学校及び教育委員会は、支援・対応等を行い、再発防止に取り組む

### ○市長が再調査の必要性を認めた場合

再調査	対象児童生徒・保護者への説明	担当部局から対象児童生徒・保護者に再調査に関する説明、意向の確認
	再調査開始報告	教育委員会から大阪府教育庁を通じて国(文部科学省)へ再調査の開始報告
	再調査委員会の設置	公平性・中立性を確保するために調査委員は第三者とし、事案に応じて法律、医療、心理、福祉等の専門家で構成する調査組織とする。
	対象児童生徒・保護者への説明	調査を行う体制が整った段階で、対象児童生徒・保護者に対し再調査に関する説明
報告	再調査の実施	再調査委員会による調査の実施
	対象児童生徒・保護者への報告	再調査結果の報告
	再調査結果の報告	①再調査委員会から市長に報告 ②市長は、再調査の結果を議会に報告 ③教育委員会から大阪府教育庁を通じて国(文部科学省)へ報告書を提供

市・教育委員会及び学校は、重大事態への対処、同種の事態発生の防止のための必要な措置を講じる